

深谷市公益通報制度



深谷市では、透明で公正な市政運営を行うため、公益通報制度を導入しています。

深谷市の事務事業を受託または請負っている委託先事業者の従業員の方々が、受託等をした事務事業の執行に関して違法あるいは不当な事実に出会ったときには、外部の弁護士である行政監察員に公益通報することができます。

☆通報できるのは、次の方々です。

- ①市の職員（会計年度任用職員も通報できます。）
- ②市の事務事業を行う受託請負業者の従業員の方
- ③①及び②の退職者（退職後1年以内の者）

☆通報先（行政監察員）

行政監察員	星川法律事務所 よし だ しゅん すけ 吉 田 俊 輔 氏
連絡先	〒360-0037 熊谷市筑波 2-20 木村ビル3階 星川法律事務所 Tel 048-522-6641 Fax 048-522-6651 HP https://www.hoshikawa-law-office.com/

◇通報者の秘密は守られます。

◇通報しても不利益な取扱いを受けることはありません。

○公益通報 Q&A

1 公益通報ってなんですか？

市の職員や委託先事業者の従業員等によってされる、市の事務事業の執行に関する違法又は不当な事実についての通報をいいます。いわゆる内部告発です。

2 だれが通報できるのですか？

市の一般職員（会計年度任用職員等を含みます。）、市の事務事業の受託請負業者や指定管理者の従業員の方及びこれらの退職者（退職後1年以内の者）なら、誰でも通報できます。

3 どんなことが通報できるのですか？

市から委託され、または請け負った事務事業の執行に関して違法又は不当な事実を発見し、直接上司等に言えないことや、言っても是正されない事実です。

たとえば、仕様書や契約書に定められた内容を講じていないなどの事実を発見した従業員の方がその事実を通報できます。

なお、委託され、または請け負った事務事業以外のことや単なる私生活上のこと、不平不満などは通報できません。

4 どこに通報するのですか？

市役所外部の弁護士である「行政監察員」に通報してください。行政監察員は、独自に調査を行ない、市長に勧告をし、改善されなければ自ら公表する権限を持っています。

5 どうやって通報するのですか？

行政監察員への通報は、次の事項を記載した書面を直接持参、手紙、FAX、電子メール等によって行ってください。（原則として実名によって行ってください。ただし、確実な資料があるときや人の生命身体等の危険を避ける緊急の必要があるときは、匿名によることができますし、電話でも受け付けます。）

記載事項 ①通報者の氏名、住所、連絡先

②受託または請負っている事務事業の内容、事業者の名称、所在地

③違法・不当な行為を行った者又は行っている者の氏名又は名称

④違法・不当な行為の具体的内容、時期、場所等

※ご不明なことがありましたら、深谷市人事課（☎048-551-3711）へご連絡ください。